

国自安第245号
国自旅第399号
国自整第291号
観観産第513号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
観光庁長官

新高速乗合バスへの移行・一本化後の従前の高速ツアーバス等に該当する
運行形態の取扱いについて

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）については、安全の確保や利用者保護の責任の所在が曖昧である等の業態そのものの問題点を解消するため、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」（平成25年4月2日策定）に基づき、平成25年8月1日をもって新高速乗合バスに移行・一本化したところである。

これを踏まえ、高速ツアーバス等から新高速乗合バスへの移行・一本化を確実なものとするため、従前の高速ツアーバス及び従前の会員制高速バスに該当する運行形態（以下「旧高速ツアーバス等」という。）の取扱いについて、以下のとおり定めたので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。

※「新高速乗合バス」「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」については、「従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」（平成24年10月31日付け国自安第96号・国自旅第318号・観観産第305号）における「高速乗合バス」「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義を参照。

1. 新高速乗合バスへの移行・一本化後の旧高速ツアーバス等の取扱いについて

旧高速ツアーバス等については、平成24年7月31日に新高速乗合バス制度（利用者の契約の相手方となる事業主体を道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業者に限定し、その運行の一部について同法の許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業者に委託することができる制度）を創設し、平成25年7月31日までに高速ツ

アーバス等を新高速乗合バスに移行・一本化することとした（同法施行規則の一部改正及び同法の運用・解釈通達の制定・改廃）ことから、平成25年8月1日以降は、新高速乗合バス制度の下で、旧高速ツアーバスの企画実施等を行う旅行者又は団体（以下「企画実施会社等」という。）及び旧高速ツアーバス等の運行を行う一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「運行事業者」という。）が、それぞれ同法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び同法第35条に基づく事業の管理の受委託の許可を取得して行われるべきものである。

これに反し、同法に基づくこれらの許可を取得せずに行われる旧高速ツアーバス等については、新高速乗合バスの制度の下で必要となる輸送の安全確保及び利用者の保護のための取組を実施せずに運行を行うものであり、こうした運行は高速乗合バス事業者との競争条件の公平性に問題のあるものであることから、同法の下での適正かつ合理的な旅客自動車運送事業とは言えないため、同法第30条第2項の「一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争」を行うものに該当するものとして取り扱うこととする。

2. 高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行・一本化の確認について

各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）において、高速ツアーバス等が新高速乗合バスに確実に移行・一本化したことを確認することを目的として、以下の取組を行う。

- ① 自動車交通部が企画観光部と連携して（沖縄総合事務局にあっては、運輸部陸上交通課が同部企画室と連携して）、管内を発地又は着地として旧高速ツアーバス等が運行されていないか、平成25年7月末まで企画実施会社等であった事業者の予約ホームページ等を頻繁に閲覧すること等の方法によって、確認する。
- ② その他、監査の機会も含め、あらゆる情報源を活用して、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行・一本化に係る関連情報の収集等を徹底する。

3. 旧高速ツアーバス等の運行の疑いがある場合の対応について

上記2.の確認を通じて、旧高速ツアーバス等の運行の疑いが生じた場合には、地方運輸局等において、以下のとおり対応する。

- ① 運行事業者に対する調査、報告徴収及び指導
運行事業者に対しては、ヒアリングや道路運送法第94条第1項に基づく報告徴収等を通じて旧高速ツアーバス等の運行の有無を確認し、運行の事実が確認された場合には、当該運行を直ちに中止するよう指導する。
- ② 企画実施会社等に対する要請
①において旧高速ツアーバス等の運行の事実が確認された場合には、観光庁と連携して、企画実施会社等に対し、運行事業者が道路運送法に違反するおそれがあることを通知するとともに、これを中止するよう要請する。なお、企画実施会社等が都道府県において登録されている旅行者の場合には、当該都道府県に通

知する。

③ 行政処分

上記①及び②による指導等の後もなお旧高速ツアーバス等の運行を継続していることが確認された場合、運行事業者に対しては、同法第30条第2項違反による処分及び同条第4項に基づく当該行為の停止又は変更を命ずることとし、当該命令に従わない場合については、同条第4項の命令違反による処分を行うこととする。

また、企画実施等を行った旅行者に対しては、同法第30条第2項違反のサービスをあっせんしたものとして、観光庁又は都道府県において旅行業法第13条第3項違反による処分を検討することとなるため、運行事業者に対して行われた処分については、自動車局を経由して観光庁に対して通知することとする。

なお、当該旅行者が都道府県において登録されている旅行者の場合には、当該報告の内容について観光庁から当該都道府県に対して通知する。

④ その他

上記①から③のほか、旧高速ツアーバス等の運行が行われている場合のさらなる対応については、地方運輸局等と本省において協議する。

4. 関連通達の改正及び廃止について

- ① 「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号・国自旅第218号・国自整第55号）を、「別紙1」のとおり改正する。
- ② 「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け国自旅第196号）を、「別紙2」のとおり改正する。
- ③ 「「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について」（平成24年6月29日付け国自旅第209号）を、「別紙3」のとおり改正する。
- ④ 「「高速バス表示ガイドライン」の策定について」（平成24年6月29日付け国自旅第210号）を、「別紙4」のとおり改正する。
- ⑤ 「「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」（平成24年10月31日付け国自安第96号・国自旅第318号・観産第305号）を、「別紙5」のとおり改正する。
- ⑥ 以下の通達は廃止する。なお、国土交通省ホームページ上の「高速ツアーバス安全通報窓口」及び「高速ツアーバス運行事業者リスト」は、平成25年7月31日をもって運用を終了したので、御留意願いたい。

- ・ 高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について（平成24年6月18日付け観観産第110号）
- ・ 「地方高速ツアーバス安全対策会議の設置」について（平成24年6月19日付け国自旅第195号、観観産第111号）
- ・ 高速ツアーバスの安全通報窓口の設置について（平成24年6月25日付け国自安第30号、国自旅202号、観観産第123号）
- ・ 高速ツアーバスの運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用について（平成24年6月29日付け国自安第35号の2、国自旅第211号の2、観観産第131号）
- ・ 「高速ツアーバス表示ガイドライン」の策定について（平成24年6月29日付け観観産134号）

附 則

この通達は、平成26年1月27日から施行する。ただし、4.の規定は、平成26年1月24日より施行する。